

西宮市民体育賞「くすのき」要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、体育活動において優秀な成績をあげた個人又は団体の功績をたたえるとともに、西宮市のスポーツの振興と市民体育の向上のために行う表彰について必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、西宮市内に活動拠点を有する個人及び団体、その他市長が適当と認める個人及び団体で、次のいずれかに該当するものに授与する。

(学校教育)

(1) 全国大会に出場して次の順位以内に入賞したもの

- ・小学生 6位以内
- ・中学生 6位以内
- ・高校生 6位以内
- ・大学生 3位以内

(社会体育)

(2) 全国大会に出場して3位以内に入賞したもの

(3) 前各号に定めるものの他、特に市長が表彰に値すると認めたもの

(推薦)

第3条 被推薦者の推薦は、別に定める様式により学校教育及び社会体育を所管する局長または部長が行う。

学校教育及び社会体育を所管する局長または部長は、推薦すべき候補者があると認める時は、秘書課長に推薦書を提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、次のもののなかから市長が行うものとする。

- (1) 学校教育及び社会体育を所管する局長または部長の推薦選考基準に合致するもの
- (2) その他、市長が適当と認めるものから推薦を受けたもの

(表彰の時期)

第5条 表彰の日時は市長が定める。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、市長が表彰状を贈ることにより行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年8月31日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。